

下諏訪町空き家情報バンク実施要綱

平成21年7月17日

町要綱第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下諏訪町内における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する居住用又は事業用の建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とする共同住宅の建物は除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、下諏訪町空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、下諏訪町空き家バンク登録完了書(様式第2号)を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに下諏訪町空き家情報バンク登録変更届書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号に掲げる場合は、空き家バンク台帳の登録を抹消するとともに、下諏訪町空き家情報バンク登録抹消通知書（様式第4号）を当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (2) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

(空き家バンク登録者と利用希望者の交渉等)

第7条 町長は、空き家バンク登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借等の契約については、一切これに関与しない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

